

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

医療職給料表(2)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療技術職員の職務	37	5.9%	職員	37	299	47.4%	職員
2級	高度の技術又は経験を有する医療技術職員の職務	262	41.5%	職員	262			
3級	主任の職務	158	25.0%	主任 (うち、再任用短時間)	158 (1)	158	25.0%	主任
4級	1 係長又は担当係長の職務 2 係に相当する事業所の長の職務	90	14.3%	係長・担当係長 園長 計	89 1 90	90	14.3%	係長級
5級	課長補佐の職務	43	6.8%	課長補佐	43	43	6.8%	課長補佐
6級	1 課長又は担当課長の職務 2 課に相当する事業所の長の職務 3 副所長の職務(保健福祉センターを除く。)	35	5.5%	課長・担当課長 所長 副所長 計	32 2 1 35	35	5.5%	課長級
7級	1 部長又は担当部長の職務 2 部に相当する事業所の長の職務 3 副所長の職務(保健福祉センターに限る。)	6	1.0%	部長・担当部長 室長 計	5 1 6	6	1.0%	部長級
合計		631	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

※斜字は「川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則」の「基準となる職務」に記載があるものを示す。